

◎新潟県告示第986号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 8月 7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市宇坪野卯1784から卯1786まで、卯1792の甲、卯1792の乙、卯1792の乙丑、卯1793から卯1795まで、卯1802から卯1808まで、卯1808の子、卯1809、卯1809の子、卯1810、卯1811の1、卯1811の2、卯1811の子、卯1812から卯1827まで、卯1828の1、卯1828の子、卯1831の1、卯1833の1、卯1834、卯1835の1、卯1836から卯1839まで、卯1839の子、卯1839の丑、卯1841の1、卯1841の2、卯1842から卯1844まで、卯1844の子、卯1845、卯1846の1、卯1850の1、卯1851から卯1853まで、卯1854の甲、卯1854の乙、卯1855から卯1860まで、卯1862、卯1864から卯1867まで、卯1870から卯1875まで、卯1877、卯1878の1、卯1880の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）